別紙様式第５号（第１２条関係）【契約の更新の場合】

施設園芸用燃料価格差補塡金積立契約申込書（更新）

令和　　年　　月　　日

滋賀県農業再生協議会会長　殿

（農業者組織）

住　　　　　　　　　　　　所

名称及び代表者の氏名

滋賀県農業再生協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（平成２５年５月２４日付け滋賀県農業再生協議会作成）第１２条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を更新して締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

* 契約管理番号　　　　　　　　　　　　※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

更新による積立契約の期間の終期：令和８年６月30日

【積立契約における留意事項】

・積立契約の期間は、令和7年7月1日を開始日とし、令和8年6月30日までの期間です（期間の終期が更新されます。）。

・補塡金は、当該補填金交付日における燃料補塡積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と滋賀県農業再生協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。

・本協議会から施設園芸用燃料価格差補塡金を交付する際の送金手数料は、施設園芸用燃料価格差補塡金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。

・積立金に利息はつきません。

・本協議会は、この申込書を受付け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知（更新）を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。

・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃料価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

別紙様式第５号（第１２条関係）【新規契約の場合】

施設園芸用燃料価格差補塡金積立契約申込書

令和　　年　　月　　日

滋賀県農業再生協議会会長　殿

（農業者組織）

住　　　　　　　　　　　　所

名称及び代表者の氏名

滋賀県農業再生協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（平成２５年５月２４日付け滋賀県農業再生協議会作成）第１２条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

【積立契約における留意事項】

・積立契約の期間は、令和7年7月1日を開始日とし、令和8年6月30日までの期間です。

・補塡金は、当該補填金交付日における燃料補塡積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と滋賀県農業再生協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。

・本協議会から施設園芸用燃料価格差補塡金を交付する際の送金手数料は、施設園芸用燃料価格差補塡金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。

・積立金に利息はつきません。

・本協議会は、この申込書を受付け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。

・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃料価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。